

リ ス ク 分 担 表

市と指定管理者で負担するリスク分担については、基本的に以下のとおりとする。規定した事項以外のことが発生した場合など疑義が生じた場合も、双方の協議によるものとする。

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	協議事項	
	施設管理者に影響を及ぼす法令変更		
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更		
	施設管理者に影響を及ぼす税制変更		
物価変動	物価変動による経費（人件費、物品等）の増		○
金利変動	金利変動による経費の増		○
事業の中止	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動による履行不能	○	
	※不可抗力＝暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他市や指定管理者の責めに帰すことが出来ない自然的又は人的な現象		
計画変更	事業内容等の変更	協議事項	
運営費の変動	計画内容変更以外の要因による運営費用の増大		○
減免対象者が拡大された場合	条例及び規則の改正に伴い減免対象者が拡大された場合	○	
	上記以外の場合		○
周辺地域及び住民、利用者への対応	指定管理業務内容、自主事業に対する地域・住民・利用者等からの要望、苦情への対応		○
書類の誤り	管理業務仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・設備・備品等の損傷、修繕	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	建物の修繕（指定管理協定締結時点で判明している箇所）	○	
	経年劣化等による建物の修繕（20万円未満の小規模なもの）		○
	建物の修繕（指定管理者の責任により生じたもの）		○
	経年劣化による機械設備等の取替（1件が100万円以上の場合）	協議事項	
	経年劣化による機械設備等の修繕等		
	機械設備の保守点検等に伴い必要な破損、消耗等の補修及び修繕		○
客室等の附帯設備（電化製品）		○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
資料・展示品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の原状回復義務	指定管理期間の終了、又は期間途中での業務廃止の場合における原状回復等の費用（畳・襖等）		○
	指定管理期間の終了、又は期間途中での業務廃止の場合における原状回復等の費用（建物の模様替え・増築）	協議事項	